

令和4年度 第5回農業委員会総会 (4. 8. 19)
開 会 午後2時 小平市役所 3階 庁議室

議 長 ～ ただいまから、令和4年度・第5回農業委員会を開催します。
議事における発言の際には、挙手のうえ、議長に発言許可を求めているよう、
お願いいたします。
なお、署名委員につきましては、議長より指名させて頂くことにご異議ござい
ませんか。

全 員 ～ 異議なし。

議 長 ～ 6番 小林委員、7番 宮奈委員にお願いします。

第1号議案 生産緑地買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の件

議 長 ～ 1番 申 請 者

以上1件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ～ 1番

現地案内図は、1ページ、1番です。

(1番の説明) 15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、適正に
管理されており、問題ありません。

議 長 ～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ 特にないようですので、以上1件に従事者として証明することに決定いたします。

第2号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明の件

議 長 ～ 2番 申 請 者
3番 申 請 者
4番 申 請 者
5番 申 請 者

以上4件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 2番から5番につきましては、農地の相続人が相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であることの証明発行の依頼によるものでございます。
8月15日の午前に15番川島委員と11番荒井委員、午後に2番中島委員と4番當間委員で調査を行いました。

事務局～ 2番
現地案内図は2ページから3ページ、2番です。
(2番の説明) 15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、適正に管理されており、問題ありません。

事務局～ 3番
現地案内図は4ページ、3番です。
(3番の説明) 2番中島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中島委員～ 8月15日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ナス、ピーマン、トマト等が作付けされており、問題ありません。

事務局～ 4番
現地案内図は5ページ、4番です。
(4番の説明) 15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、適正に管理されており、問題ありません。

事務局～ 5番
現地案内図は6ページ、5番です。
(5番の説明) 15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ブルーベリー、ミカンが栽培されており、問題ありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ な し

議長～ 特にないようですので、以上4件を適格者として証明することに決定いたします。

第3号議案 相続税納税猶予に係る農業経営継続証明の件

議 長 ～	6 番	申 請 者
	7 番	申 請 者
	8 番	申 請 者
	9 番	申 請 者
	10 番	申 請 者
	11 番	申 請 者
	12 番	申 請 者
	13 番	申 請 者
	14 番	申 請 者
	15 番	申 請 者
	16 番	申 請 者

以上11件を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局～ 6番から16番につきましては、相続税納税猶予に係る3年ごとの継続手続きのための証明発行の依頼によるものでございます。
8月15日の午前に15番川島委員と11番荒井委員、午後に2番中島委員と4番
當間委員で調査を行いました。

事務局～ 6番
現地案内図は、7ページ、6番です。
2番中島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中島委員～ 8月15日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、柿が栽培されており、適正に管理されていました。問題ありません。

事務局～ 7番
現地案内図は、8ページ、7番です。
15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、柿、栗、梅、ブルーベリー、ゴーヤ、ラッカセイ等が栽培されており、問題ありません。

事務局～ 8番
現地案内図は、9ページ、8番です。
2番中島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2番中島委員～ 8月15日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サツマイモ、ラッカセイ、ナス等が栽培されており、問題ありません。

- 事務局～ 9番
現地案内図は、10ページ、9番です。
2番中島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 2番中島委員～ 8月15日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、キウイフルーツ、サトイモ等が栽培されており、問題ありません。
- 事務局～ 10番
現地案内図は、11ページ、10番です。
15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、数種類の野菜が栽培されており、問題ありません。
- 事務局～ 11番
現地案内図は、12ページから13ページ、11番です。
2番中島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 2番中島委員～ 8月15日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、ピーマン、トマト、ナス等が栽培されており、問題ありません。
- 事務局～ 12番
現地案内図は、14ページ、12番です。
15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、梅が数種類栽培されており、問題ありません。
- 事務局～ 13番
現地案内図は、15ページ、13番です。
15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、サトイモ、ナス、キュウリ等が栽培されており、問題ありません。
- 事務局～ 14番
現地案内図は、16ページ、14番です。
2番中島委員から調査結果の報告をお願いいたします。
- 2番中島委員～ 8月15日、4番當間委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、適正に管理されており、問題ありません。

事務局～ 15番

現地案内図は、17ページ、15番です。

15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、露地野菜が数種類栽培されており、下草もなく問題ありません。

事務局～ 16番

現地案内図は、18ページ、16番です。

15番川島委員から調査結果の報告をお願いいたします。

15番川島委員～ 8月15日、11番荒井委員と事務局とで現地調査を行いました。現地は、野菜が少量多品目に作付されていました。管理に問題はありません。

議長～ 以上ご説明いただきましたが、何かご質疑等ございませんか。

全員～ なし

議長～ 特にないようですので、以上11件を農業経営継続中として証明することに決定いたします。

議長～ 以上が今月の議案でございます。

次に、7月11日から8月10日までに受付を行い、先に専決処理いたしましたものについて報告いたします。

専決処理規程による会長専決の報告について

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件

議長～ 17番 申請者

以上1件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 17番

現地案内図は、19ページ、17番です。

現地調査につきまして、事務局で行い、現況は畑と報告させていただきました。

以上1件につきまして、議案書報告のとおり会長専決を行い、8月16日をもって受理通知書の交付を行いましたので報告いたします。

議長～ 以上報告がありましたが、何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ ないようですので、専決処理に伴う 3 条の 3 第 1 項の届出の報告を終わります。

第 2 号 農地転用のための届出の件 (法第 4 条)

議 長 ～ 18 番 申 請 者

以上 1 件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 18 番

現地案内図は、20 ページ、18 番です。

転用目的は共同住宅です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

以上 1 件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を 7 月 25 日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長 ～ 何かご質疑等ございませんか。

全 員 ～ な し

議 長 ～ ないようですので、専決処理に伴う 4 条転用の報告を終わります。

第 3 号 農地転用のための権利移動または設定届出の件 (法第 5 条)

議 長 ～

19 番 譲受人
譲渡人

20 番 譲受人
譲渡人

以上 2 件について、議案のとおり受理いたしましたので、事務局より報告いたします。

事 務 局 ～ 19 番

現地案内図は 21 ページ、19 番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認は事務局で行い、現地調査につきまして 6 番小林委員へお願いいたしましたところ、現況は畑と報告いただきました。

20番

現地案内図は22ページ、20番です。

転用目的は専用住宅で、権利の内容は所有権の移転です。所有者への意思確認及び現地調査につきまして、事務局で行い、現況は宅地と報告させていただきました。また、本届出書の受付にあたり、すでに転用されている事実がありましたので、農地法の届け出を怠らないよう注意し、理由書を添付して頂きました。

以上2件について会長専決にて受理し、受理通知書の交付を8月16日をもって行いましたので報告いたします。以上でございます。

議 長～ 以上報告がありましたが、調査担当委員から何か付け加えることはございませんか。

担当委員～ な し

議 長～ それでは、他にご意見等はございませんか。

全 員～ な し

議 長～ 特にないようですので、専決処理に伴う5条転用の報告を終わります。

生産緑地の取得あっせんについて

議 長～ 生産緑地の取得あっせんについて2件の通知がありましたので、事務局より報告いたします。

事務局～ 生産緑地の買い取り申し出が提出された事に伴い、生産緑地の取得あっせんの依頼通知がありましたので、報告いたします。

7月11日から8月10日までの通知は、2件、6筆、2,674㎡です。案内図につきましては、23ページ、21番22番です。以上でございます。

議 長～ 以上をもちまして農業委員会総会を閉会いたします。